

経済学研究科定期試験の追試験に関する内規

(平成 19 年 10 月 17 日制定)

(最近改正 平成 28 年 7 月 20 日)

第 1 条 この内規は、経済学研究科の追試験に関する取扱について定める。

第 2 条 追試験は、次の各号のいずれかに該当し、授業担当教員が承認した場合に、研究科長及び教務委員の協議に基づいて許可したものについて行うものとする。ただし、当期に行われた追試験の許可については、教授会で承認されなければならない。

- (1) 二親等以内の親族の死亡による忌引
- (2) 急性の重い病気又は重大な負傷であって、入院又は自宅安静を必要とすることが証明できるもの
- (3) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (4) 就職試験等の最終面接又は公務員試験等の二次試験・官庁訪問であって、当該事実と実施日の証明できるもの
- (5) その他やむを得ない事由

第 3 条 追試験願の提出期限は原則として、当該定期試験期間（予備日を含む）の最終日の翌日までとする（最終日の翌日が休日の場合には、当該期日以降直近の平日までとする）。追試験の願出は、事由を明記した追試験願（所定の用紙）に診断書又は証明書を添付して学部長に提出するものとする。

事態の急変等によって追試験願が期日までに提出できない場合又は診断書・証明書等が期日までに入手できない場合には、経済学部教務係への電話又はメールによる連絡によって仮追試験願とすることができる。仮追試験願によって追試験の実施が認められた場合には、追試験の実施前までに追試験願・診断書・証明書等の必要書類を提出しなければならない。

第 4 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

附 則

この内規は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。